

# 令和8年度旧森川家住宅植栽管理業務仕様書

## 1 一般事項

### (1) 適用範囲

本仕様書は竹原市教育委員会文化生涯学習課（以下「課」という。）の管理する竹原市重要文化財旧森川家住宅（当該施設に隣接する「酔景の小庭」を含む。）の樹木等管理業務（以下「業務」という。）の仕様を示すものである。

### (2) 業務範囲

- ア 名称 竹原市重要文化財 旧森川家住宅  
（当該施設に隣接する「酔景の小庭」を含む。）
- イ 所在地 竹原市中央三丁目16番33号

## 2 受託者の責務

受託者は、常に最新・最良の技術慣行に従い業務に当たるものとし、植物の生理、生態面を充分理解し有効に利用するとともに、生理機能の阻害要因を排除し植物の健全な育成を図るよう努力しなければならない。

本仕様書に明記されていないものについても植物の育成に必要な事項は、これを省略してはならない。

### (1) 安全管理

受託者は、業務内容により、防護柵・看板等を設置するとともに業務関係者以外の立ち入りを禁じる処置をし、施設利用者の安全管理に努めなければならない。

また、労働安全衛生等に関する諸法規を遵守するとともに、業務に関する安全衛生管理に責任を負うものとする。

### (2) 業務計画・報告

受託者は、業務に必要な業務計画書を作成し、課の指示する日までに提出し承諾を得るものとする。

業務の終了に当たっては、業務完了報告書を提出し、課の承認を受けるものとする。

(3) 廃棄物の処理

業務により発生した廃棄物等は、受託者が責任を持って搬出すること。

(4) 道具・機器等

業務に必要な道具、一般工具及び器具類は、すべて受託者が準備すること。

(5) 天災・不可抗力

病害虫の異常発生や異常気象により業務の内容や工程に大きな変動をきたすおそれがあるときは、課と協議すること。

(6) 補償事項

契約書類に相違した業務を施工した場合、又は材料の不備に基づく欠陥、異常が生じた場合は、無償で業務のやり直し、又は改修を命じることがある。

また、施設に損傷を与えた場合は、課の指示に従い受託者の責任により修復しなければならない。

(7) 提出書類

業務実施前においては、業務計画表、業務の実施後においては、業務完了報告書（写真添付）を提出するものとする。

また、課の指示に従い必要な書類は随時作成するものとする。

### 3 樹木管理

(1) 剪定

樹木の自然に備わった樹形を基本的に残しながら樹枝の骨格、配置を作ることを主たる目的として行う基本剪定と、成長期に自然のまま雑然と繁茂した樹木を、主として美観上の要求から容姿を整えるために枝葉を対象として行う整姿の2つに区別され、樹種の特性に応じ最も適切な方法にて、剪定を行うものとする。

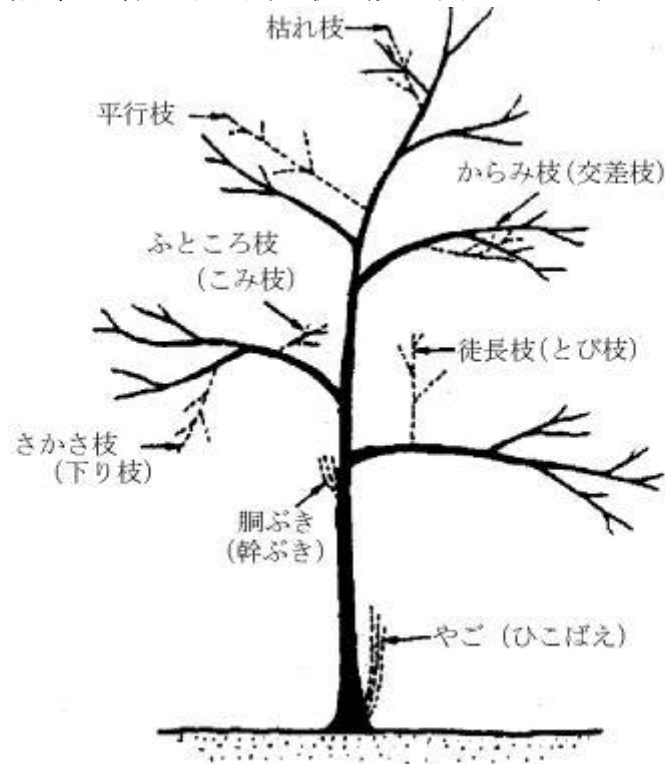
ア 剪定の留意点

- ・枝の方向は、上から見て重なり合わないで四方に出るようにすること。
- ・上下枝の間隔が、つり合いの取れるようにすること。
- ・幹の同じ高さの所からでる車枝は、切詰めて何本も枝を出さないようにすること。
- ・同じ方向に伸びる平行枝はどちらかを切詰めるか1本にすること。

- ・主枝は樹種にもよるが、平行か少し垂れる程度にすること。
- ・腐れや不定芽の発生原因となるぶつ切りは極力行わないこと。

#### イ 主として剪定すべき枝

- ・成長の止まった弱小の枝や著しく病害虫に侵された枝
- ・通風、採光、架線、通行、建物等への接触など障害となる枝
- ・折損によって危険をきたす恐れのある枝
- ・樹幹、樹形、生育上不必要な枝（次の図のとおり）



#### ウ 剪定の方法

- ・枝抜き：主としてこみすぎた枝の中透かしのために行い樹形、樹幹のバランスを考慮し、不必要な枝の付け根から切り取ること。
- ・切詰め：主として樹幹の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに、定芽の真上の位置で剪定すること。
- ・切返し：樹冠外に飛び出した枝の切り取り及び樹勢を回復するため、樹冠を一回り小さく剪定すること。

#### (2) 刈込

剪定は個々の樹木の枝のあり方に重点を置いているのに対して、刈込は全体としての樹形バランス、樹勢や萌芽力、花木は花芽を形成する時期等を考慮し最も適切な方法にて、刈込を行うものとする。

#### ア 刈込の留意点と方法

- ・枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈地原形を十分考慮し、樹幹周縁の小枝を、輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- ・生垣の刈込は、上枝を強く、下枝を弱く刈り込む。花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。
- ・長年同じ場所を刈り込むと萌芽力が落ちてくるため、時には深く切り戻す必要が有ること。
- ・機械を使用して刈り込む場合、必要に応じて刈込ハサミ等により仕上げ刈りを行うこと。
- ・植え込み地内に入って業務を行う場合は、踏み込み部分の枝を損傷しないように注意し、業務終了後は枝返しを行うこと。

### (3) 病虫害防除

病気や害虫の発生時期は、それぞれ病原菌、害虫の種類及び天候状態等により異なるため、日常の巡回業務にて病気や害虫を発見したらできるだけ早期の処置を行うこと。

また、病虫害の防除に使用する薬剤は、殺菌剤と殺虫剤に大別され、病気や害虫の種類により使い分けが必要なため、その病気の症状、害虫の種類等を見極め適切な処置を行うこと。

#### ○ 薬剤散布の留意点と方法

- ・薬剤の使用に当っては、農薬取締法等の農薬関連法規およびメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を厳守すること。
- ・散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴が付く程度にむらなく散布すること。
- ・散布に際しては、風下から風上に歩くように散布し、歩行者をはじめ周囲の対象物以外のものにかからないよう、万全の注意を払って行うこと。
- ・散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮して実施すること。

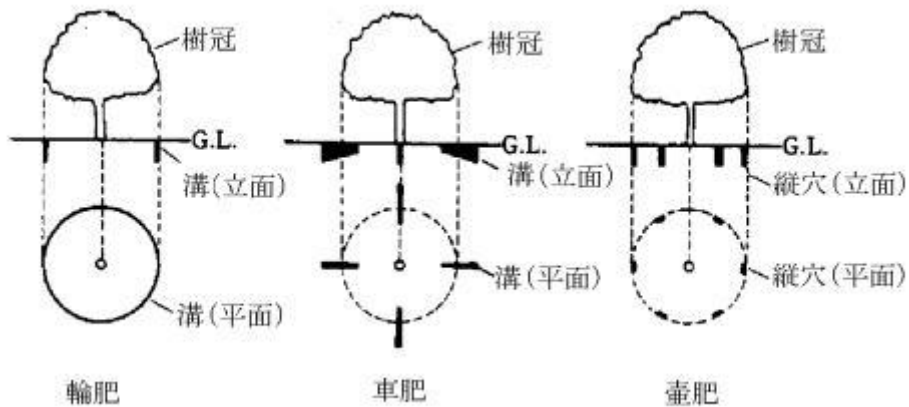
### (4) 施肥

施肥は、樹木の種類、形状、地域あるいは土壌条件により、一度に多量の肥料を施すと、土壌中の濃度が高くなり、根の生理作用が障害を受け、場合によっては、葉焼けを起こして枝が枯れることがあるため注意すること。

施肥効果をあげるためには、養分吸収の特性を知り、樹木の育成期間に応じて、適量を最も効果の上がる方法で実施すること。

#### ア 高木施肥

高木施肥の方法（次の図のとおり）



## イ 低木施肥

化成肥料などを、植え込み内に均一になるよう散布すること。

## (5) 除草

除草は、抜き取り、刈り取り、薬剤等の方法により、それぞれの適期があるが、いずれも共通して、雑草の結実期以前に除草することが望ましいため、時期と雑草の種類を考慮し、最も効果の上がる方法で施工するものとする。

また、除草剤の使用に当っては、その雑草に対して適切な薬剤を選び適切な方法で施工するものとする。

### ア 除草の留意点と方法

- ・抜き取り除草：除草ホーク等を用い、人手にて、根より丁寧に抜き取ること。
- ・刈り取り除草：刈払機、ロータリーモアなどの機械機具にて実施するため、樹木、施設等を損傷しないよう注意し刈むらのないよう均一に行うこと。
- ・薬剤防除：薬剤の使用に当っては、農薬取締法等の農薬関連法規およびメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を厳守すること。

散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴が付く程度にむらなく散布すること。

散布に際しては、風下から風上に歩くように散布し、歩行者をはじめ周囲の対象物以外のものにかからないよう、万全の注意を払って行うこと。

散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮して実施すること。

## (6) 灌水

灌水は水分吸収と蒸散のバランスが崩れた時に行うものとし、夏期の日照りの続いたときばかりではなく、植栽や移植した直後の樹木にも適用すること。

#### ○ 灌水の留意点と方法

灌水時刻は、夏期の日中は直射日光を避け朝、夕に行い、冬期は日中に行うことが望ましい。

・夏期の灌水は、途中で中断することなく降雨があるまで連続的に行うこと。

・植え込み地にて灌水を行う場合は、ホース等で樹木を損傷させないように注意すること。

・灌水を行う際、土壌を侵食させ、低地に停滞水が出来ないように時間をかけて行うこと。

#### (7) 保護

気象から受ける損傷として、風害、霜害、雪害、水害、凍害、日照害などが考えられるため、管理対象地に合った保護方法を施工するものとし、人為的損傷より樹木を保護するために、日常の巡回にて損傷箇所の早期発見に努め改善策を検討し対処すること。

#### (8) 枯損木、支障木の処理及び腐食、不要支柱の処分

枯損木、支障木の処理については、周囲樹木の状況や施設との関係、あるいは樹木自体の腐朽の程度等を考慮し手順、使用機材、抜倒、抜根方法を協議しすみやかに行うものとし、必要に応じて養生などの保護措置をとること。

支柱については、不要なものは、すみやかに撤去し、必要な支柱については補修を行うこと。

## 4 その他

#### (1) 旧森川家住宅修理による業務内容の変更について

旧森川家住宅では、令和5年度から保存修理工事を実施しており、工事内容に応じて、業務内容・数量等の一部変更が生じる可能性がある。業務内容を変更する場合は別途協議することとする。

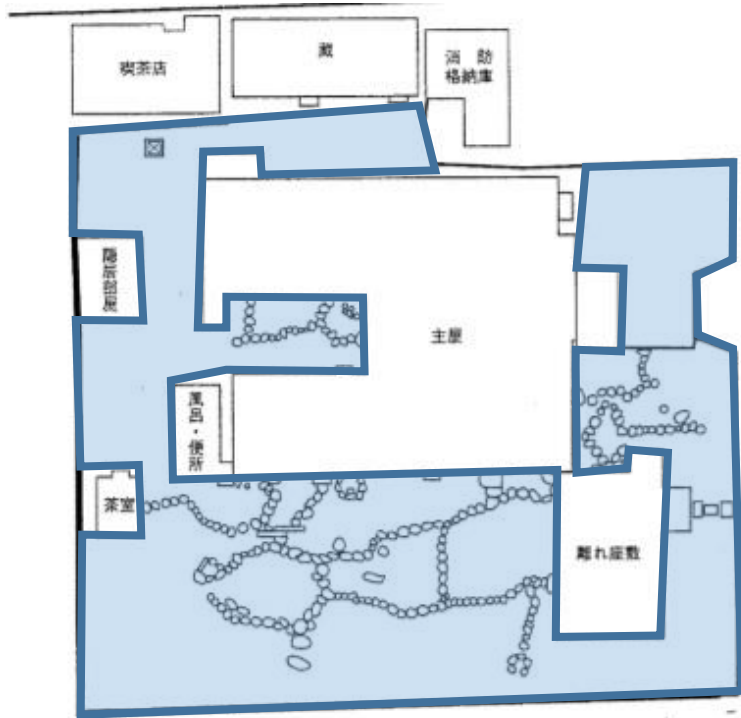
#### (2) その他

本仕様書は、植栽管理の大要を示すものであるが、この仕様書に明記していない業務でも業務の関連性から判断して、受託者が必要と認めた業務は、委託業務に含むものとする。

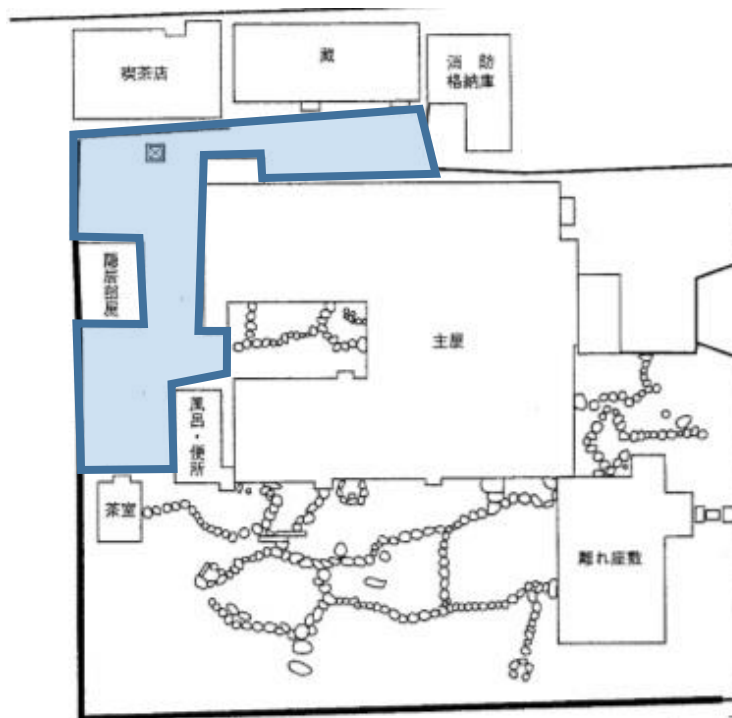
## 業務内容

施設名	業務	数量	単位	参考
旧森川家住宅 （「酔景の小庭」を含む。）	剪定	1.0	式	剪定1回・刈込1回 (1)旧森川家住宅 ・高木72本 (マツ・ウバメガシ・カシなど) ・低木26本 (ツバキ・サツキツツジ・ヒラドツツジなど) ・寄植え48本 (サツキツツジ・ヒラドツツジなど) (2)酔景の小庭 ・高木5本(ヤナギ) ・花壇3か所(合計25.9㎡) (ガクアジサイ)
	防除	1.0	式	1回 (1)旧森川家住宅 ・高木72本 (マツ・ウバメガシ・カシなど) ・低木26本 (ツバキ・サツキツツジ・ヒラドツツジなど) ・寄植え48本 (サツキツツジ・ヒラドツツジなど) (2)酔景の小庭 ・高木5本(ヤナギ) ・花壇3か所(合計25.9㎡) (ガクアジサイ)
	除草	5	回	除草剤散布
	処分	14.0	m <sup>3</sup>	運搬を含む
その他	その他の業務	1.0	式	計画準備・打ち合わせ協議等

業務箇所 (剪定・防除・処分)



業務箇所 (除草)



業務回数 (除草) 6月・7月・9月・11月・2月

業務位置図

